

鳥取県立学校における学校評価実施要領

鳥取県教育委員会

1 趣旨

この要領は、鳥取県立学校管理規則（昭和 51 年鳥取県教育委員会規則第 9 号）第 4 条の 2 の規定に基づき、鳥取県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が鳥取県立学校（以下「県立学校」という。）における学校評価（以下「学校評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 学校評価の目的

- (1) 県立学校が、教育活動及び学校運営について、中長期及び単年度の目標とそれらを達成するための具体方策を設定し、その達成状況を評価することによって、教育活動等の改善を図るとともに、学校教育の質的向上に資することを目的とする。
- (2) 県立学校が、学校評価の結果を保護者や地域住民等に説明・公表することにより、学校としての説明責任を果たすとともに、開かれた学校づくりを推進する。
- (3) 教育委員会が、学校評価の結果に応じて、各学校に対する指導・助言や条件整備等の必要な措置を講じることにより、各学校における教育内容の充実を図る。

3 学校評価の内容

学校評価の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 県立学校が自ら行う目標設定とその達成状況に対する評価（以下「自己評価」という。）
- (2) 学校外部の評価者による自己評価に対する評価及び学校運営の改善に関する提言（以下「学校関係者評価」という。）

4 学校評価の実施時期

自己評価及び学校関係者評価を、別表 1 に掲げる時期に実施するものとする。

5 自己評価

県立学校は、教育活動及び学校運営について、目指すべき成果やそれに向けた取組について目標を設定し、その達成状況、取組の適切さを検証することにより、組織的・継続的な改善が行われるようにするため、自己評価において次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 学校評価委員会の設置

- ア 自己評価を円滑に実施するため、学校評価委員会を設置する。
- イ 学校評価委員会は、評価計画の立案、進行管理、改善方策の策定及び公表を行う。
- ウ 委員は各学校の教職員とし、各学校毎に適切に定める。

(2) 自己評価の実施

- ア 年間評価計画（様式 1）を作成するとともに、「中長期目標」に基づき「今年度の重点目標」を定める。併せて、「今年度の重点目標」に係る「評価項目」を定める。
- イ 「評価項目」ごとに、今年度の達成すべき「具体項目」「具体目標」を設定し、具体目標を達成するための「具体方策」及び達成状況を把握するための「評価基準」を定める。
- ウ 「具体目標」及び「評価基準」は、達成状況を明確に把握するため、可能な限り数値化を行う。
- エ 上記定めに基づき自己評価表（様式 2）を作成する。
- オ 目標の達成状況を把握し、評価基準に従って中間評価及び最終評価を実施し、その結果を自己評価表に記録する。
- カ 評価結果に基づき、今後の改善方策を策定し、自己評価表に記録する。
- キ 自己評価にあたっては、生徒による授業評価及び教職員・生徒・保護者に対するアンケート等の結果も活用する。

6 学校関係者評価

県立学校は、自己評価の客観性を高めるとともに、教職員と保護者・地域住民が学校運営の現状と課題について共通理解を持ち協力することにより、教育活動その他の学校運営が適切に行われるようにするため、学校関係者評価において次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 学校関係者評価委員会の設置

学校関係者評価委員会は、鳥取県附属機関条例（平成 25 年鳥取県条例第 53 号）第 2 条第 2 項に基づき設置し、各学校が別に定める運営要綱により運営するものとする。

(2) 学校関係者評価の実施

ア 学校関係者評価の実施に際し、次に掲げる事項を学校関係者評価委員会に説明する。

(ア) 年間自己評価計画、自己評価表及びその他学校評価に係る取組事項

(イ) 自己評価の結果及び改善方策

(ウ) 県立学校裁量予算による特色ある学校運営の状況及び改善方針

(エ) その他学校関係者評価の実施に必要な事項

イ 上記のほか、委員に対して学校の現状に関する情報提供に努める。

ウ 学校関係者評価委員会は、次に掲げる事項を行う。

(ア) 自己評価の結果及び改善方策に対する評価

(イ) 県立学校裁量予算による特色ある学校運営の状況に対する評価

(ウ) 自己評価及びその他の学校運営の改善に対する提言

(3) 学校関係者評価の活用

学校関係者評価に基づいた改善方策等を取りまとめた第 1 回学校関係者評価報告書（様式 3）及び第 2 回学校関係者評価報告書（様式 4）を作成し、学校関係者評価委員会に対し説明するとともに、学校運営の改善に活用する。

7 説明・公表

別表 2 に掲げる公表事項（以下「公表事項」という。）について、保護者・地域住民等に対し、説明・公表するものとする。

(1) 公表事項の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる公表期限までに、公表事項をホームページにより公表する。

(2) 必要に応じて保護者説明会、学校だより、地域広報誌等により、公表事項について説明・公表を行う。

(3) 説明・公表にあたっては、個人情報保護について十分に留意する。

8 教育委員会への提出書類

校長は、別表 3 に掲げる提出書類の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる提出期限までに、提出書類を教育委員会に提出する。

9 その他

この要領に定めるもののほか、学校評価の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。